

## 令和3年度使用教科用図書小田原市教科用図書採択検討部会（第1回）

### 議事録

- 1 日 時 令和2年5月19日（火）午後3時30分～3時57分
- 2 場 所 小田原市役所 4階 第3委員会室
- 3 参加者 \*小田原市教科用図書採択検討部会の委員…6名  
田中 修、稲毛 真弓、本多 忠幸、川口 英明、  
島田 武典、高橋 末哲  
\*事務局…3名  
石井美佐子（教育指導課長）、高田秀樹（教職員担当課長）、  
中山 晋（指導主事）

#### 4 議 事

##### ◆進行（石井 美佐子）

- ・みなさま、こんにちは。

ただ今より、令和3年度使用教科用図書採択のための第1回小田原市教科用図書採択検討部会を開催いたします。

- ・初めに、小田原市教育委員会 栢沼 行雄 教育長からご挨拶申し上げます。

##### ◆挨拶（栢沼 行雄 教育長）

- ・みなさん、こんにちは。教育長の栢沼でございます。本日は緊急事態宣言の真ただ中、また、公私ともご多用の中お集まりいただきありがとうございます。
- ・現在学校では、4月当初から、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、臨時休業を実施せざるを得ない状況が続いています。そのような状況下にあって、本日ご参加の皆様におかれましては、学校現場で、あるいはPTA活動をはじめご家庭で、子供たちの健やかな成長のために、様々な形でご尽力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。
- ・さて、みなさまご承知のとおり、令和2年度から小学校で、令和3年度からは中学校で、新しい学習指導要領が完全実施となります。新しい学習指導要領では、「学びに向かう力、人間性」と、「思考力、判断力、表現力等」、さらに「知識及び技能」の3つの資質や能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」を実現するよう授業改善が求められておりまして、各学校でも、すでに取組や準備が進んでいるところでございます。

- ・令和2年度は、中学校のすべての教科で採択替えが行われるわけですが、検定で合格した10教科16種目106点の教科書の中から、小田原市の中学生にふさわしい教科書を採択していただくことになります。
- ・この教科書採択の権限は、市の教育委員会が有しておりますが、部会員の皆様には、採択事務が公正かつ適正に行われるよう、ご尽力ご協力いただくことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお祈りいたします。

◆進行（石井 美佐子）

- ・教育長は他の公務がございますため、ここで退席させていただきます。

＜教育長退席＞

- ・それでは、事務局で進めさせていただきます。
- ・まず、本日お配りしました資料の確認をいたします。
- ・1枚目が次第、2枚目が開催要項、それ以降は資料1～7までございますが、全てお揃いでしょうか。
- ・それでは、本日の内容を確認させていただきます。初めに担当から、次第の1にございます「小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱について」説明させていただきます。その後、自己紹介及び部会長・副部会長の選出をさせていただきます。
- ・続きまして、次第の2、「教科用図書採択についての説明」として、
  - （1）令和3年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について
  - （2）教科用図書採択方針についてを、担当からお話しさせていただきます。
- ・その後、次第の3の議事については、部会長をお願いをしまして、
  - （1）教科用図書調査研究の方針について
  - （2）教科用図書採択日程についての2点をご検討いただくこととなります。どうぞよろしくお祈りいたします。
- ・それでは、担当より、小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱についてご説明いたします。

◆事務局（中山 晋）

- ・はじめに、小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱についてご説明します。

資料1をご覧ください。

- ・本日の教科用図書採択検討部会は、この設置要綱に基づいて開催されるもので、小田原市教育委員会が行います教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することが設置の目的です。
- ・組織は第3条のとおりでございますが、部会員の任期は、当該年度の末までの1年となっております。
- ・検討部会には部会長と副部会長を各1名置くこととなりますので、このあと自己紹介をしていただいてから、皆様で決めていただきます。検討部会につきましては、部会員の過半数の出席が必要となり、その議事は出席部会員の過半数で決定されます。
- ・また、第6条のとおり、この検討部会のもとに、調査会を設置することができます。
- ・裏面をご覧ください。調査研究については、足柄下採択地区協議会と協力して行うこととなります。
- ・部会員及び調査員は教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てるとされておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。
- ・以上で、小田原市教科用採択検討部会設置要綱についての説明を終わります。

◆進行（石井 美佐子）

- ・ただ今の説明につきまして、ご質問はありますでしょうか。  
⇒特になし
- ・続いて、部会員の皆様から自己紹介をお願いいたします。要項の裏面に名簿がございますので、名簿順にお願いします。  
⇒（小学校長会長から名簿順に自己紹介）
- ・ありがとうございました。それでは、部会長・副部会長の選出にうつります。
- ・皆様の中から部会長・副部会長を選出したいのですが、いかがいたしましょうか（間）事務局の案としましては、部会長として小田原市中学校長会長の田中校長先生、副部会長に中学校教育研究会長の稲毛校長先生を推薦いたします。いかがでしょうか。（間）よろしければ拍手でご承認ください。  
⇒（全員拍手）部会長・田中校長、副部会長・稲毛校長に決定

- ・では、部会長を田中校長先生、副部会長を稲毛校長先生にお願いすることに決定いたします。
- ・それでは、ここで、部会長の田中校長先生からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◆挨拶（田中 修）

- ・部会長を務めます田中です。どうぞよろしくお願ひします。
- ・教科用図書採択検討部会は、本日と7月の2回行われる予定です。部会員の皆さんには、それぞれの立場で、ご意見をいただければと思ひますが、公正な立場かつ適正な視点に立ち、慎重な協議をよろしくお願ひいたします。
- ・簡単ではありますが、以上でございます。

◆進行（石井 美佐子）

- ・田中校長先生ありがとうございました。
- ・それでは、次第の2に移ります。はじめに、（1）令和3年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、事務局の説明をお願ひします。

◆事務局（中山 晋）

- ・それでは、資料に基づいて説明させていただきます。
- ・まず、資料2の「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」をご覧ください。
- ・教科用図書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することですが、その権限は、公立学校については、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属します。
- ・採択の方法は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』によって定められています。
- ・では、図をご覧ください。

①発行者は、検定を経た教科書を文部科学大臣に届け出ます。

②文部科学大臣は、届出のあった教科書の目録を作成し、都道府県の教育委員会を通じて、採択地区内の市町村教育委員会と国立私立学校に送付します。

③あわせて発行者から教科書の見本が都道府県や市町村の教育委員会に送付されます。

④都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者である市町村教育委員会に指導・助言・援助をすることになっていま

す。都道府県教育委員会は教科用図書選定審議会を設置し、この審議会が、調査・研究を行うための調査員を教科ごとに委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究をもとに選定資料を作成し、

⑤それを市町村教育委員会に送付することにより助言を行います。

⑥また、都道府県教育委員会は、6月から7月にかけて、今年は、6月12日から7月1日になりますが、小田原合同庁舎2階 2D会議室において「教科書展示会」を行います。

⑦採択権者である市町村教育委員会は、県から送られてくる選定資料を参考に  
するほか、独自に調査・研究した上で教科書を採択します。

- ・ 今回の採択では、中学校においては、10教科16種目、計106点が検定に合格し、文部科学省の教科書目録に掲載されており、見本本として教育委員会に届いています。小学校においては、新たに教科書目録に掲載されるものがございませんでしたので、見本本はありません。
- ・ 次に資料2の裏面をご覧ください。「令和3年度使用教科用図書採択までの流れ」に神奈川県と小田原市の流れが記載されています。先ほど申しました通り、採択権者は小田原市教育委員会となります。先月4月28日の教育委員会定例会におきまして「採択基本方針」の議決がなされました。その上で、本日、第1回教科用図書採択検討部会を開催しております。
- ・ 設置要綱第6条に従い、検討部会のもとに調査会を設置できることから、事務局では、今後第2回の検討部会の開催までに、教科書の調査研究のために調査会を設置します。調査会は足柄下地区と合同で実施をいたしますが、具体的には各教科の調査員を2名から4名委嘱することとなります。
- ・ 第2回の検討部会では、調査員による教科書の調査研究の報告があり、その報告に対して検討部員の皆様からご意見をいただく予定です。
- ・ ここで、資料3をご覧ください。
- ・ 資料の一番後ろにございます「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」をご覧ください。小学校用教科書の採択については、昨年度（令和元年度）に採択が行われ、これと同一教科書を採択することとなっております。今回採択する中学校の教科書については、改訂後の学習指導要領の下での初めての教科書となります。皆様には、これまでの実績を踏まえ、教職員や保護者の

お立場から、本市の生徒にとって適切であるかどうかという視点でのご意見を  
お願いしたいと思います。

- ・教科書の採択については、最終的に教育委員会の定例会で、決定されますが、  
教育委員の皆様が判断するうえでの資料となりますのが、「神奈川県教育委員  
会から送付される選定資料」、「検討部会による調査研究、及び、検討部会の  
皆様のご意見」、そして「教育委員の皆様独自の研究」によるものとなります。  
説明は以上です。

◆進行（石井美佐子）

- ・只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。

⇒特になし

- ・次に移ります。（２）教科用図書採択方針について、事務局から説明をお願い  
します。

◆事務局（中山 晋）

- ・続きまして、（２）教科用図書採択方針についてご説明します。
- ・小田原市の採択方針の説明の前に、まず、資料４「神奈川県教育委員会の令和  
３年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」１枚目を御覧ください。これ  
は、神奈川県の採択方針です。２枚目以降が、この採択方針を踏まえた上での、  
教科用図書採択基準等となっております。
- ・これらの県の方針等を受け、資料５「小田原市の教科用図書採択方針」を作成  
いたしました。この方針は、４月２８日の教育委員会定例会で協議し、議決し  
たものです。今後この方針に基づいて採択を進めていくこととなりますので、  
この場で確認をさせていただきます。方針を読み上げる形で説明とさせていた  
だきます。

・教科用図書採択方針（小田原市教育委員会）

１ 令和３年度に使用する教科用図書の採択について

（１）小学校、中学校及び特別支援学校において使用する教科用図書は、学校  
教育法附則第９条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録（令和３年  
度使用）」に記載されている教科書のうちから採択すること。

（２）小田原市教科用図書採択検討部会は、教科用図書の採択についての協議  
の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報

告すること。

(3) 令和3年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、令和元年度と同一の教科書を採択すること。

中学校については、「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書から採択すること。

特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等にかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。

(4) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準について

(1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。

(2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。

(3) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

・説明は以上でございます。

### ◆進行（石井美佐子）

・只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。

⇒特になし

・それでは、次第の2「教科用図書の採択についての説明」は以上です。

・続きまして、次第の3にうつります。ここからは、議事となりますので、部会長に進行をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

### ◆部会長（田中 修）

・それでは、次第の3、議事に入ります。（1）教科用図書調査研究の方針について、事務局から説明をお願いします。

### ◆事務局（中山 晋）

・資料6「教科用図書調査研究の方針」をご覧ください。こちらについて説明し

ます。

## 1 調査研究資料の作成

- (1) 小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱第6条により、調査研究のための資料作成を調査員に委嘱する。
- (2) 調査会は、種目ごとの教科用図書を教科用図書調査研究の観点に基づいて調査研究し、採択検討部会等での協議に必要な資料を作成し、報告する。また、児童生徒、学校、地域等の特性も十分考慮するものとする。
- (3) 調査員による調査研究の方法は、記述方式とし、他の教科用図書との比較が公正かつ適正にできるようにするために、「配慮されている点」「工夫されている点」「優れている点」等のよさや特徴を明確にしかも具体的に記載するようにする。

## 2 資料に基づく協議

- (1) 採択検討部会において、調査員主任は、調査内容について検討部会で報告、説明を行う。その際、調査会は、各種目の発行者ごとに、調査内容をまとめる。
- (2) 採択検討部会の資料は、調査会の資料の他に、学習指導要領、県教育委員会の資料とする。
- (3) 採択検討部員は、種目ごとの報告が1の(2)と(3)を十分踏まえたものかどうかを検討するとともに、採択検討部員としての意見を述べる。

## 3 小田原市教育委員会への報告

採択検討部会は、教育委員会へ次の報告をする。

- (1) 調査会の資料
- (2) 採択検討部員の意見
- (3) 県教育委員会資料

4 調査研究の観点については、すべての教科種目にわたっての観点を示しております。各教科種目の観点は県からの通知に記されているものに準じております。

- ・この「教科用図書調査研究の方針」について、お諮りしたいと思います。

◆部会長（田中 修）



- ・只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。

⇒特になし

- ・この方針でよろしければ、挙手をお願いします。

⇒全員挙手

- ・全員賛成ということで、教科用図書調査委研究の方針について決定といたします。
- ・次の議事に移ります。（２）教科用図書採択日程について、事務局から説明をお願いします。

#### ◆事務局（中山 晋）

- ・資料7「令和3年度使用教科用図書採択のスケジュール」をご覧ください。
- ・本日の第1回教科用図書採択検討部会のあとは、調査会を7月までに4回実施いたします。
- ・調査会につきましては、学校の教員からなる調査員を、各教科2名から4名委嘱し、教科書の調査・研究を行います。7月13日の第2回教科用図書採択検討部会では、調査会による調査・研究の結果の報告があり、検討部会の皆様には、その報告の内容についてご協議いただくこととなります。その後、7月、8月の教育委員会定例会及び教育委員会の臨時会で採択という運びとなります。
- ・この「教科用図書採択日程」のうち、検討部会及び調査会の日程について、お諮りしたいと思います。

#### ◆部会長（田中 修）

- ・只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。

⇒特になし

- ・この方針でよろしければ、挙手をお願いします。

⇒全員挙手

- ・全員賛成ということで、「教科用図書採択日程」について決定といたします。
- ・（３）その他について、事務局から何かありますか。なければ、これで議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

#### ◆進行（石井美佐子）

- ・ご協議頂きありがとうございました。予定しておりました内容は終了いたしますが、担当から連絡がございます。

◆事務局（中山 晋）

- ・連絡を2点お願いします。
- ・1点目は、次回の第2回検討部会の日程についてです。第2回は7月13日（月）13時30分から、生涯学習センターけやき大会議室で開催します。開始時刻、場所共に本日とは異なりますのでご注意ください。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在生涯学習センターけやきは閉館しています。7月に急遽場所の変更をお願いする可能性があることをご了承ください。予定通り開催できる場合には、開催通知は改めて送付しません。変更がある場合のみ、ご連絡いたします。どうぞよろしくをお願いします。
- ・2点目です。第2回検討部会では、調査会からの研究報告を受け、検討部会の皆様からのご意見をいただきたいと思います。調査会の研究報告と、検討部会での皆様の意見が教育委員会の資料となります。
- ・そこで大変申し訳ありませんが、皆さまご多用とは思いますが、見本本の全てが教育指導課にございます。また教科書展示会が6月12日からありますので、お時間の都合つくところでご確認いただきたいと思います。教育指導課に来られる場合には、担当までご連絡ください。
- ・連絡は以上でございます。

◆進行（石井美佐子）

- ・これですべて終了となります。本日は、大変ご多用の中ご出席頂きまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして第1回の教科用図書採択検討部会を終了いたします。本日はありがとうございました。